



Title	戦略的母性主義の可能性：ケアの倫理と母性研究の接続のための整理
Author(s)	元橋, 利恵
Citation	年報人間科学. 2019, 40, p. 73-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71614
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈研究ノート〉

戦略的母性主義の可能性 ——ケアの倫理と母性研究の接続のための整理

元橋 利恵

要旨

本稿は、ケアの倫理と母性研究を接続することによって、現代日本の母性主義を捉えなおしていく視角を得ることを目的としている。従来の母性研究は、社会構築主義の立場から「母性の神話」を解体してきた。しかし、1990年代以降、少子化社会化のなかで、母性研究は母性よりも親性の概念を用いていくなど、母性に対置するものとして「近代的自我」を強調し母性を乗り越えていくことが目標とされてきた。

一方、ケアの倫理から発展したフェミニズム理論は、母性と近代的自我を対置するのではなく、近代的自我の条件としてケアを見出す。ケアを自己犠牲と捉えるのではなく、自分よりも弱い者との共存の原理として捉え、公私二元論批判を通じてケア関係を政治的価値のある共同体として捉えなおしていく。そして、これらの議論は、ジェンダー平等のための戦略として、ケア関係を現実的に代表するものとして母子関係を置き、母性の価値の再考を促す。

このような母性の捉えかたは、本質主義とは区別される戦略的な母性主義であるといえよう。ケアの倫理による戦略的な母性主義は、2000年代以降に現れている、女性の産み育てをめぐる自己選択や自己決定に関する抑圧や、女性たちによる母性を掲げた社会運動といった、従来の母性研究の枠組みでは捉えられてこなかった母性をめぐる言語的または社会的実践を分析していく有効な視角を提供してくれるであろう。

キーワード

母性、母性主義、フェミニズム、ケアの倫理、新自由主義

1. はじめに—なぜ、今母性研究なのか

1980年代に台頭してきた新自由主義の潮流は世界を席巻し、市場のみならず人々の意識や行動にも影響を及ぼす原理となっている。日本でも、2000年代以降、公的福祉の削減とその代償としての新保守主義による家族の自己責任の強調、個人の自立と自己責任の強調が指摘されてきた(中野2013)。その影響は、従来の女性差別の温存と家庭内の女性のダブルワークといったような女性へのしづ寄せとなっており、女性の抑圧への抵抗の運動と理論であるフェミニズムも、新自由主義をどのように把握し対抗していくかが課題となっている。

三浦まりは、公的福祉や家族への支援が貧困であるなか女性の出産が少子化対策により称揚され、生み育てが現実的には女性の自己責任として降りかかってくることを「新自由主義的母性」と呼ぶ(三浦

2015)。現代では女性は産み育てについて一見選択肢の自由があるようにみえる一方で、産み育てが1つの「能力」や達成すべきタスクのように語られ、子育てが「自己責任」として降りかかってくる。小林美佳はルポルタージュ『産ませない社会』(2013) のなかで、「産めない」女性たちの経験を取材している。女性たちの「産めない」状況や理由は様々であるが、小林は、それらは個人的な問題ではなく、2000年代以降の社会における就業構造や医療制度など「産ませない」社会の仕組みに起因していることだと強調し、女性個人の問題に矮小化されてしまうことに警鐘を鳴らしている。それほどに、生命を生み出し育むという、人間が生物としてという意味でも社会の一部という意味でも集団的な営みであることが、個人の自己責任の問題として認識され語られる風潮が強まっている。

従来、社会における産み育ての規範について、女性が直面する困難やアリティから取り組んできたのは、母性に関わる研究群である。母性に関わる研究は1980年代以降多く蓄積されており、その大きな功績は、女性を家事育児といった性別役割分業に押しとどめその役割を自然化するものとして「母性愛神話」(Badinter 1980=1998)、「3歳児神話」「母性幻想」、「母性イデオロギー」(船橋・堤 1992) の存在を、母性の言説の社会的実践の分析を通じて明らかにし、女性を家族のもとで産み育てに従事させるという、国家や社会による管理の政治を明らかにしたことである。それらの知見は1990年代に少子化が社会問題となっていく中で育児中の母親の不安や抑圧を解明し支援につなげていく法や制度の制定に貢献し、母親に対する母性の押し付けや強調については相対化され見直しがされつつある。しかし、従来の母性研究は、母性に対置する形で女性が「個」であることや女性の自己決定を強調し、母性の積極的な価値を語ることに非常に慎重であってきました。それは、女性に固有の価値とされる母性を称揚することが、本質主義を招き、女性への抑圧や不平等の肯定に繋がるとされるためである。

しかし、このような従来の母性研究の方向性は、先述したような2000年代以降の産み育てをめぐる状況や困難を充分に捉えることができないのではないだろうか。従来の母性研究は、それまでは「自然化」されてきた母性は政治的かつ社会的に構築されてきた産物であることを指摘し、女性たちの母親役割に対する自己選択や自己決定の重要性を強調した。対して、現代では女性の自己選択や自己決定は達成されているかのようである一方で、自己選択や自己決定の結果として産み育てをめぐる困難が正当化されていく状況がある。顕著な例として挙げられるのが、母子世帯の貧困¹⁾や待機児童問題などの困難であり、私的努力による自己解決が現状となっている。このような状況を鑑みると、現代では、女性の選択や自己決定が価値をもつ基盤そのものが大きく掘り崩されているのではないだろうか。現代では、女性の産み育てをめぐりどのような規範が形成され、女性への母性の抑圧はどのような形をとつて現れるのだろうか。

本稿では、現代日本の母性をめぐる規範や言語実践を捉えなおしていく視角を得るために、1980年代以降先進諸国で展開されてきたケア・フェミニズムの議論の理論的枠組みを用い、母性研究の視点の拡張を試みる。ケア・フェミニズムの議論は、女性の生や生殖の権利を主張する第二波フェミニズムのうねりから展開してきており(川本 1995; 岡野 2014)、それは日本の母性研究も同様である。しかし、両者は充分に接続されているとは言い難い。

以下では、1980年代以降の母性研究が母性をめぐってアンビバレントな課題をかかえながらも、中性

化という戦略をとってきたことをふまえ（2節）、母性研究の課題を引き継ぐために、ケアの倫理の議論の射程と母性主義について、整理を行う（3節）。そして最後に、現代の母性をめぐる3つの分析課題を提示する。

2. 母性研究のかかえる問題点

2.1 母性の神話の解体

従来社会学では、母性は、女性を私的領域にとどまらせ子どもの産み育てをはじめとするケア役割を担わせる機能を果たしてきた規範として着目され、1980年前後以降より研究が蓄積されてきた。母性という言葉は大正時代のはじめに日本に入り昭和期に定着してきたといわれる（沢山 1979）。大日向雅美が『母性の研究』（1988年）で言及したように、母性ということばは一般化し自明のごとく用いられてきたため共通理解があるかのように存在してきたが、非常に曖昧で不明確な概念である（大日向 1988）。そして、母性という言葉は「自然」や「本能」として女性であるならば自明に持っているはずのものとして、女性たち自身に自分の内部に見出させるような機能を持ってきた。

フェミニズムの立場に立った母性に関する研究は、女性はうまれながらにして「母親としての自然な性質」を備えておりその性質には「子どもへの本能的・先天的な愛情」等が含まれているという本質主義的な立場に対して、それは身体の在り方も含めて社会的に構築されるのだという社会構築主義の立場に立ってきた（江原 2009; 田間 2001）。江原の整理によると、母性の研究は、その上で2つの方向性をもって展開してきた。第一の方向は「母性」という言葉に着眼し、どのような社会背景でどのような事柄に対し何のために使用してきたのか、またそれはどのような効果を生んだのか、という母性概念・母性思想をめぐる言説へのアプローチである「母性の政治学」（江原 1995）であった。第二の方向は、女性の避妊・妊娠・出産・中絶等の具体的な営みに即してその変化や実態について解明することであった（「子産み」「子育て」の研究）。江原はこの2つの方向性はあくまで便宜的な区別であり、実際にはいずれの研究も、医療保健制度²⁾や保育制度、教育制度などと通して子産み子育てに影響を与えていた母性の観念の歴史的・社会的な形成と社会効果を考察しており、「制度としての母性」を浮き彫りにしようとするものであったのだと述べている（江原 1995:7）。

2.2 母性研究の脱ジェンダー化

1990年の「1.57」ショック後、少子化が社会問題となり、母親の育児負担をどのように周囲の人間がサポートないし分担していくかということが、産み育ての問題において主要なテーマとなっていく。

その流れの1つとして、母性の研究が子育て支援のための政策や育児ネットワーク研究のパラダイムに移行していくことが指摘できよう。1980年代前後に乳幼児をもつ母親の不安や困難に焦点をあてた研究は、佐々木保行・佐々木宏子らによるもの（佐々木保行・佐々木宏子・中村 1979；佐々木保行・佐々木宏子 1980）や牧野カツコによる育児不安研究（牧野 1981, 1982, 1987）が挙げられる。これらの研究が母親の抱える問題に標準を合わせ子育てに対する新しいパースペクティブを開いていくなかで、母親が

子育てに専念し、精神的にも身体的にも離れないでいる状況が批判的に検討されていく。戸江哲理は、育児不安研究がそのような状況を、子育てを仕事の一種として捉え返し、そのいわば労働環境としての母親を取り巻く社会的な状況に目を向けていくという道筋を切り開いていったことを指摘している（戸江 2018）。このように、母親の育児不安を和らげる要因として母親の社会的つながりが注目され、育児ネットワーク研究が蓄積されていく（落合 1989；松田 2001, 2008）。

他方で、子育てをする母親の最も身近な助っ人としてクローズアップされたのが父親であった。1990年代以降、少子化対策のなかで厚生省も父親の子育てを推進するようになり、2010年には少子化対策の目玉として厚労省による「イクメンプロジェクト」が始まる。異真理子は、父親支援政策は、1990年～2000年代にはまだ母親支援が中心だったものが、2000年代には父親が「子育てる親」として可視化されていき、2010年代には「イクメンプロジェクト」（厚生労働省 2013）のなかでイメージ化がすすみ男女共同参画政策としても期待されていったと整理している（異 2018）。

そのようななかで、母親のみを研究対象にしていた育児研究も、父親に焦点をあてはじめていく。発達心理学の分野では柏木恵子（1993）の父親研究や、社会学でも、船橋恵子による『育児のジェンダー・ポリティクス』（2006年）での育児の夫婦分担の実証的研究や、石井クンツ昌子による「イクメン現象」の分析が挙げられる（船橋 2006；石井クンツ 2013）。

船橋・堤は『母性の社会学』（1992）において、「母性」「父性」は「親性」という概念に置き換えていくべきであると論じている（船橋・堤 1992）。また、原ひろ子・館かおるによる『母性から次世代育成力へ』（1991）でも、育児は「男女両性の仕事であり人間としての社会的仕事」であり、「母性の権利」は『産育権』として発展させるべきではなかろうか」と中性的な概念を提起している（原・館 1991; 37）。1990年代以降の、子育て支援における出産育児の男女共同責任の実現という課題において、母性はもはや必要な言葉ではなく、脱ジェンダー化され乗り越えていくものとされていく。

2.3 戦略としての「個」の強調

他方で、母性に関する研究では、母性の抑圧の社会構造である「制度としての母性」を問う中で、女性が当事者として母性を自らの主体的な行動や選択の中に位置づけていく抵抗のかたちを見出す、という視点も提起されてきた（船橋・堤 1992）。

田間は、社会構築主義的に戦後の母性の表象を分析し、母性は「集合的表象を維持することによって、『客観的現実』という秩序を構築しようとする、日々の社会的実践」としての制度であると述べる（田間 2001: 10）。このような秩序は通常は不可視化されているが、田間はジュディス・バトラーの「パフォーマティブな攪乱」（performative subversions）（Butler 1990=1999: 228）概念も援用しつつ、パロディ反復が母性の自明性を揺るがす可能性があることに言及している。例えば、「母性的だね」と言われたことについて、そのまま受け入れるのではなく「母性ってなに？」と相手に問い合わせ、私の体型？服装？精神的に？といったように追及することで、「母性的である」というのがいかに曖昧なものであるかを暴露していく、相互行為に支障（不安や怒りやとまどい）を引き起こしていくのである（田間 2001:10）。

だが、そもそも、秩序が可視化される重要な契機は、自分自身が自己に適用する集合的表象が自己感覚にそぐわないという違和感をもって感じられる、「疎外」という状況である（田間 2001:11）。「母」という集合的表象を適用し受け入れつつも、私たちは、日々の人との相互行為の中や自分の胸の内で、自己の在り方と表象との間に差異に葛藤し苦悩する。その苦悩は、「人がそのような表象によって支配されることを超えて、自分自身の可能性を（不可能性も含めて）知り、引き受けたいがための苦悩」である（田間 2001:12）。それは、女性にとって母性は、抑圧であり辛さしんどさである一方で、子を産むことや子育ての素晴らしさや楽しさやそれを表象する価値を手放すわけにはいかないという、アンビバレンスなものであるということである。その両極に引き裂かれるような葛藤が、「制度」の秩序を転覆させていく可能性を孕んでいる、ということである。

しかし、女性が産み育てを自分たちの共同性や関係性の創造として、つまり社会的な価値として語るとき、「母なるもの」に收れんさせず」に、まず「個」としての自分であることを強調する戦略が必要であった（大橋 1986）。1970 年代におけるウィメンズ・リベレーション（以下では、リブ）と呼ばれる女性解放運動は、性やからだの解放が大きなテーマであった。日本でも様々なグループが生まれていくが、1970～80年代に、リブの流れを汲んだ優生保護法改悪への反対運動が生まれる。優生保護法改悪反対の運動は人口政策の拒否と「^{わたし}女のからだはわたしのもの」だと主張する。しかしそれは「産まない自由」だけではなく、「産む自由」「産める社会」の要求も含まれている。だが、1970年代には「産める社会を、産みたい社会を」というスローガンも使われていたものが、1980年代には「産む産まないは女が決める」になっていった（大橋 1986: 162）。この一見エゴイティックにも捉えらえるスローガンに迷いや葛藤を抱えながらも收れんしていった背景には、一見豊かにみえるが生身の女を縛り付け抑圧する母性の幻想に対して「近代的自我」を対置させることが戦略として必要と判断されたためである（大橋 1986: 171）。

以上のように、母性研究は、母親への抑圧との格闘と子育て支援のための政策設計のなかで、母性ではなく「親性」「育児性」へ、または「個」としての女性へというように脱ジェンダー化すること、そして近代的な「個」としての女性を強調することをその戦略として重要視してきたといえる。

3. ケアの倫理と母子関係

3.1 ケアは自己犠牲か

このように、母性研究が母性と近代的自我を対置させてとらえてきたことに対して、1980年代に登場し、その後リベラリズム批判や新自由主義批判の社会理論として発展してきたケアの倫理の議論は、母性と近代的自我を対置するのではなく、近代的自我の基盤としてケアを見出す。以下では、ケアの倫理の議論が母性をどのように位置付けるのかを概観していく。以下では、ケアの倫理の議論について、①単に女性の経験に光を当てるだけではなく、それを自己犠牲ではない他者への責任として取り出したこと、②公私二元論への批判を通じて、家族やケア関係こそが政治的で異なる者同士の共存の萌芽であるという視点から社会正義が論じられたこと、そして③母子関係をその代表とみなしたり、母という言葉を使いケアの価値を語ってきたことを確認していく。

そもそも、ケア（care）とは「配慮する」「世話をする」の意味をもつが、近年社会学では介護や育児、家事をはじめとした他人に寄り添いニーズを満たす活動を総じてケアを呼ぶようになってきた。一方で、政治思想や倫理学の分野では、他者への関心や責任に基づいた活動から導き出される道徳が、個人的私的な利害や閉ざされた自我しか考慮しない人間の在り方に対抗しうる、もう一つの道徳として「発見」された、というケアの価値の見直しの議論が展開されてきた³⁾。

ジェンダーの視点をもったケアの倫理の議論の始まりとして知られるのが、1980年代のアメリカで、発達心理学者であるキャロル・ギリガン『もう1つの声』（In a Different Voice、1982年）である。ギリガンは、従来の発達心理学が男児ばかりの集団を被験者にして構成された男性中心的な道徳観をベースにしており、そこでは女性は低い評価しか与えられてこなかったことに疑問を呈する。そこで、女性の道徳性を、19歳から33歳までの女性29人へのインタビューを通して、望まない妊娠の中絶をめぐる意思決定の方法から論じた。そのなかで女性たちの他者への責任や配慮、そして人間関係をもとにした状況依存的な意思決定は、形式的・抽象的な思考でもって問題解決を図ることを優位とする立場（「正義の倫理（ethic of justice）」）とは異なるものであり、「ケアの倫理」（ethic of care）として対比的に示した。自己と他者を切断することによって、到達する普遍性や合理性が、従来の発達心理学の評価する道徳性であるとするならば、ギリガンの主張するケアの倫理は、自己と他者の境界が曖昧であり、また自己と他者は明確に分けることができないというところから出発している（岡野 2015）。

ギリガンが批判した従来の道徳的基盤とは、宗教的権威への盲従に対する批判から生まれた、「正義、普遍化可能性、普遍化する能力としての理性に倫理の本質を見出す」、近代の倫理学の正統を形成してきたカント倫理学である（品川 2002: 3）。特定の誰かや「あなたのため」にではない、理性に基づく公平な判断のほうが徳があるとされる。しかしそれは、実は男性中心的な偏りであるということが指摘される（川本 1995: 66）。このように、ケアの倫理は、リベラリズムの伝統がケアによるつながりを「非生産的」であるとみなし、捨象した上で成り立っていることを暴露し、近代的自我そのものを根底から問い直すものであった⁴⁾。

ギリガンの議論は、1980年代のアメリカで、「バックラッシュ」に棹差すような性差別を擁護する議論に用いられるなど、「ケアの倫理」が新手の魔法の言葉になってしまったという批判もある（川本 1995: 72）。しかし、ギリガンは、ケアの倫理と正義の倫理はそれぞれ女性と男性が生得的または本質的に持るものではなく、ナンシー・チョドロウの『母親業の再生産』（1978=1981）に依拠し、ジェンダーの再生産によって女性に割り当てられた社会的なものであると主張する⁵⁾。

このように、ケアの倫理は、省みられてこなかった女性の経験に光を当てるだけではなく、それを他者への責任の倫理として取り出した。従来女性の行うケアが自己犠牲的なものとして語られてきたことに対して、ギリガンのケアの倫理とは、自己犠牲ではなく、自己と他者の境界の曖昧さのなかでの葛藤である（ブルジエール 2014）。確かに、ケアをする人は、エヴァ・キティが述べるように、その時は自己を他者の要求に順応させることが求められるため、「透明な自己」と言われるような、自分のニーズを後回しにする「括弧に入れるような自己」の状態に置かれる（Kittay 1999=2010 :126）。このような、「自分自身

のニーズを読み取ろうとするときに、まずは他者のニーズを考えてしまうような自己」は、リベラルな政治理論において想定されている合理的で自己本位的な自己とは対立し、犠牲的なあり方であるとみなされる。しかし、ケア関係に必要とされる自己とは、他者のニーズに応えるという責任に基づいていることを踏まえれば、それはむしろ自己犠牲ではありえず、自分も他者も犠牲にしてはならないという葛藤にこそ基づいているといえる⁶⁾。

3.2 社会正義としてのケアー公私二元論への批判

「個人的なことは政治的」(the personal is political) をスローガンに、日常に浸透する性差別や、性と生殖の権利を主張してきた第二波フェミニズムは、家父長制批判を超えて、自由や平等といったリベラリズムの概念への批判を展開してきた。なぜ女性が身に付けていた思考が、公的な領域において無視され軽んじられてきたのか。なぜリベラリズムの自由と平等の概念が浸透した社会で、女性の手から「平等がすり抜けていくのか」(Kittay 1999=2010)。このような問題意識のもとで、1980年代以降、フェミニストの理論家たちは、ケアの倫理の議論の延長で、ジョン・ロールズに代表されるリベラリズムの思想に対して問題意識をつけ、実は根深い男性中心主義を孕んでいることを明らかにしてきた (Okin 1989=2013; Young 2011=2014)。その中心的なテーマの1つが公私二元論への批判である。

スザン・オーキンはリベラリズムの思想では、家族は個人の道徳的発達の場としては関心を払われてきたものの、公的生活と私的生活を分化させることによって、妻の夫への従属といった家族内の不公正が家族外の社会構造とは切り離されてきたと指摘する(Okin 1989=2013)。岡野八代も、公私二元論が、「公的領域=未知なる他者と自己が出会う場、私的領域=差異を受け容れない排他的領域といった考え方」で、ケアする者とケアされる者の関係を公的領域にはふさわしくないもの、公的領域より劣ったものすることでケアする者の存在の社会的価値を奪ってきたと述べる(岡野 2009、2015)。つまり、「近代家族」(落合 1989)といわれる、近代化以降成立してきた1組の夫婦とその子どもからなる家族は、生産労働に従事する「自立した個人」のホームベースとして機能してきた。「自立した個人」は、家族内のケアを免れ、多くの場合は妻にケアを意図的にはまたは非意図的に押し付けることによって、公的領域で活躍することができる。そのような家族は制度的に構築されてきたものであり、きわめて政治的な背景をもっているにも関わらず、非政治的な「自然な」領域としてみなされている。ゆえに、オーキンが指摘するように公的領域のルールである正義が適用されない領域であってきたのである。

例えば、「ワーク・ライフ・バランス」という標語は、政府の少子化対策の中で登場し広く浸透した標語であるが、家族も仕事も両方とも大切であると表現しているという意味で、私的領域と公的領域の2元論に基づいている。これは一見、家族や親密な人との関係性は価値あるものとして強調しているといえる。しかし、それは感情に基づいた、癒しの場であると認識されているためである。内閣府の推進サイトに「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つて健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない」(内閣府 2008)とあるように、公的領域(仕

事)には「責任」という言葉が使われる一方で、そして私的な領域は「個人の時間」であり「豊かな生活」をもたらすものとされている。オーキンが指摘しているのは、このような、家族を「自立した個人」が癒されたり豊かになる場とだけ捉える公私二元論が、私的な領域で性差別を温存しつづけており、家族の本来の価値を貶めているということである。

フェミニズムの理論研究は、実は女性は家族からさえも疎外されてきたことを暴く。ケアの責任を負う人(女性)は、ケア役割とケアの行為に必要な時間と資源のために、公的領域で生産労働を行うことができず、経済的に依存する必要が生じ、それはケアが終わったとしても継続することが多い(牟田 2009:72)。このような、ケアする人がケア役割ゆえに陥る依存状態を「二次的依存」(secondary dependency)という(Fineman 1995=2003; Kittay 1999=2010)。この二次的依存状態になることで、家族はケアする人にとって安らぎや癒しの場所ではなく、抑圧的な場所になる。ケアする人が充分にケアされない状態はケア関係をも劣悪なものにするためである(Kittay 1999=2010)。

以上のように、フェミニズム理論によるリベラリズム批判は、家族を正義の適用範囲の外に追い出すことによって成り立っている公私二元論の仕組みを明らかにした。それは同時に、本来は、異なる者同士が出会う共存の場であり非常に政治的な含蓄をもつ家族が、その価値を切り下げられているということを意味する。

3.3 戦略としての母性主義

これまでみてきたように、フェミニズムの理論研究はリベラルな平等主義が実はケアの価値を切り下すことによって成立してきたことを暴露してきた。ケアの倫理の議論は、ケアの営みを女性に生得的なものや本質的なものではなく、経験的・社会的に身に付けていくものとして論じ、ケアの公正な配分を要求する議論に接続していく。そのため、一般的にはケアの倫理は、ケアを女性的なものから引きはがし取り出して論じるという中性的な議論であると捉えられやすい。しかし、実際には、法や福祉政策の形式的な平等からこぼれ落ちる女性のリアリティに寄り添うことで構築されてきた議論であるといえる⁷⁾。

そして、ケア・フェミニズムの論者は、母や母子関係をケアの代表的なものであるとみなす。例えば、キティは、「依存者」とケア提供者の関係は母子関係に代表されると述べる(Kittay 1999=2010: 79)。キティは、ギブ&テイクのようなケアすればケアし返してくれるような余地のある関係ではない、「一方的な依存」に基づく関係を人間社会の条件と位置付けているためである。そのため、キティはケア労働ではなく「依存労働」と呼び、その上で、例えば自分の身の回りのことは自分でもできる成人へのケアのような「拡張された依存労働」と、一方的な依存に基づく「狭義の依存労働」の区別を行っている。後者の最も狭い意味における依存労働がなければ社会は成り立たないが、狭義の依存労働の多くは実際には、専門家されておらず、情緒的な絆によって無償で行われている上に、抑圧にさらされやすい。そしてそれは実際には母親業に代表されるだろう。ゆえに、キティは母子関係にケアを代表させている。

さらに、ファインマンは、家族の核となる単位を性関係から母子関係へと移行することを主張する(Fineman 1995=2003)。ここでの母子関係とはメタファーであり、母役割をおこなう男性も含むものであるし、そ

の時の「子ども」とは病人、高齢者、障害者など身体的ケアを必要とする人の象徴であると述べている (Fineman 1995=2003: 259)。しかし、ここで主に念頭に置かれているのは1970年代以降にアメリカの法言説のなかで、母性が伝統的、肯定的側面の多くを剥ぎ取られた結果、特に離婚時と未婚の母親の権利が損なわれていったという事実である (Fineman 1995=2003: 83)。ファインマンは、リベラル・フェミニズムがジェンダー中立を信奉してきたことと、父親の権利を求める運動の影響によって、ジェンダー中立性が象徴的に重要なレトリックとなってきたことを指摘し、「中性化された母親」 (*Neutered Mother*) と表して問題を捉えている。牟田和恵も「夫婦という男女の結びつきが普遍的に家族の核に存在すること」が必然となった家族を、「ジェンダー家族」 (gendered family) という概念で捉える (牟田 2006、2009、2010)。そして、平等主義的に父親と母親を同等に扱うのではなく、ケアの事実でつながりあう家族の姿を思考実験として論じている。これらの議論は、あえて母子や母性のメタファーを用いることで、ケアの倫理に基づいたオルタナティブな社会の展望を描こうというものである。

このように、ケアの倫理の視点から社会的正義を扱う議論が母子関係をケアの代表的なものとみなしたり、母という言葉を使うのは、まず、ケアが脱ジェンダー化されて議論されることによって、ジェンダー役割に合わせて自らの人生を歩んできた女性や現にケアの責任を引き受けている母親たちのリアリティがまたもや無視されることに繋がることを危惧するためである。女性のリアリティから出発するための議論が、脱ジェンダー化の政治により、歪んでしまうことが指摘されている。

加えて、重要であるのは、母性や母親業といった概念が用いられるもう1つの意図として挙げられる、「母親」の象徴的な価値の構築である。上述した脱ジェンダー化の政治への対抗として、母性を、家族や社会の概念を再定義する可能性をもつ表象としてネガティブなものとしてではなく、ポジティブなものとして再考する必要が強調される (Fineman 1995=2003: 258)。それはもちろん、実際の母親の価値のみを現しているのではなく、最も非専門化され省みられてこなかったケア労働である母親業を象徴的に用いることによって、ケアの視点から社会の変革を志すという意味をもつものである。このような、現在の家族や社会のありようを変革する足場として母子関係や母性を捉える立場は、戦略的な母性主義として、本質主義とは区別することができるだろう。

4. まとめにかえて—戦略的母性主義の視点から

日本社会における産み育てをめぐる女性のリアリティを具体的に明らかにしてきた母性研究は、ケアの倫理の視点を得ることで、従来の枠組みでは捉えることが難しい現代の母性の言説または社会的実践を分析していくことが可能となるであろう。

第一に、産み育てをめぐる脱ジェンダー化の政治である。ファインマンが指摘したように、ジェンダー中立性が象徴的に重要なレトリックとなっていくことで、施策が女性のリアリティと乖離していき、どのような困難が生じているのか、そして現代的な母性の抑圧としてどのような特徴を有するのかを明らかにする必要がある。

第二に、自己選択と自己責任を強調した現代的な母性の管理が、女性たち自身にとってどのように正当

化され成立しているのか、女性のリアリティに即して明らかにする必要がある。オーキンは、結婚はこれから結婚しようとする人にも大きな影響を与えるとして、若年女性が子育てへの責任と男性への経済的依存を「予期」することによって脆弱な状態に置かれることを論じている (Okin 1989=2013: 232)。このような予期による脆弱性という視点を援用し、現代日本の女性が、産み育てだけでなくセクシュアリティにおいても管理され、また自らも従属的であることを引き受ける構造があることを明らかにしていく。日本では、婚外子差別が強く、産み育てと結婚がセットになっている上、妊娠は人によるコントロールの範囲外である (中島 2017: 129)。また、牟田が「ジェンダーファミリー」の概念で指摘するように、家族形成は男女の性的関係が核となっている。のことから、女性にとって、性行為は産み育てを予期するものとなっており、母性の管理の正当化を考察するためにはセクシュアリティそのものにも焦点をあてる必要がある。

そして第三に、女性たち自身による母性を掲げた社会運動への注目である。母親によって担われてきた運動は数多く存在するが、母親による運動のなかには母性の価値を強調している運動が存在してきた。戦前戦中の国防婦人会などに代表される運動や、戦後の母親大会に象徴される平和運動、1980年代以降の反原発運動などが例として挙げられる。従来、母性研究では、母性を掲げる運動は戦争協力の歴史から反省的に批判が加えられてきた (加納 1995: 鈴木 2007)。加えて、母性を掲げる母親たちの運動は、主婦や母親役割そのものへの批判や変革という視点がなかったことから、フェミニズムの視点は有していないと評価されてきた (上野 2006)。

一方で、3.11後の状況では反原発運動や反安保運動において再び母性を掲げた運動が登場し、女性たちに支持を得ていく過程がある。ケアの倫理の視点からは、このような状況を、性別役割への後退ではなく、女性たちが母性を政治的価値あるものとして掲げ時代に対してオルタナティブな在り方を提示する実践であると捉えることができよう。

これらを具体的に検討していくことは、母性概念・母性思想をめぐる言語的・社会的実践という意味での「母性の政治」を、2000年代以降の新自由主義との関わりをふまえて明らかにできるとともに、規範理論として発展してきたケア・フェミニズムの議論に女性のリアリティに沿った質的研究を加えていくこととなるだろう。この課題は別稿で果たされる予定である。

参考文献

- [1] Badinter, É., 1980, *L'amour en plus : Histoire de l'amour maternel (XVIIe-XXe siècle)*, Paris, Flammarion. (= 1998, 鈴木晶訳『母性という神話』筑摩書房.)
- [2] Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge (= 1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル 一フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社) .
- [3] Chodrow, Nancy, 1978, *The Reproduction of Mothering: Psychoanalysis and the Sociology of Gender*, California: University of California Press. (=ナンシー・チョドロウ, 大塚光子・大内晋子, 1981, 『母親業の再生産』新曜社.)
- [4] 江原由美子, 1995, 「制度としての母性」天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編集委員・斎藤美奈子編集協力、2009『新編 日本のフェミニズム5 母性』岩波書店.
- [5] フアビエンヌ・ブルジェール (原山哲・山下りえ子訳), 2014, 『ケアの倫理——ネオリベラリズムへの反論』白水社.

- [6] Fineman, Martha, Albertson, 1995, *The Neutered Mother, The Sexual Family* (=2003, 上野千鶴子監訳『家族、積みすぎた箱舟』学陽書房).
- [7] 船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房.
- [8] 船橋恵子・堤マサエ, 1992, 『母性の社会学』サイエンス社.
- [9] Gilligan, Carol, 1982, *In a Different Voice ; Psyehological Theory and Wemen's Development*. Cambridge : Harvard University Press.
- [10] 原ひろ子・館かおる, 1991, 『母性から次世代育成力へ』新曜社.
- [11] 石井ケンツ昌子, 2013, 『「育メン」現象の社会学—子育て・育児参加への希望を叶えるために』ミネルヴァ書房.
- [12] 加納実紀代, 1995, 「母性ファシズムの風景」加納実紀代編『ニューフェミニズムレビュー6 母性ファシズム—母なる自然の誘惑—』学陽書房, 30-52.
- [13] 柏木恵子, 1993, 『父親の発達心理学—父性の現在とその周辺—』川島書店.
- [14] 川本隆史, 1995, 『現代倫理学の冒險 — 社会理論のネットワーキングへ』創文社.
- [15] Kittay, Eva Feder, 1999, *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge. (= 2010, 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社) .
- [16] 小林美佳, 2013, 『産ませない社会』河出書房新社.
- [17] 厚生労働省, 2013, 『育 MEN プロジェクト』<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/> (2018年7月20日閲覧).
- [18] 舞田敏彦, 2018, 「データをジェンダーの視点で読み解く2 労働」日本女性学財団『WeLearn』5, 14-15.
- [19] 牧野カツコ, 1981, 「育児における不安について」『家庭教育研究所紀要』2, 41-50.
- [20] 牧野カツコ, 1982, 「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』3, 34-56.
- [21] 牧野カツコ, 1987, 「乳幼児をもつ母親の学習活動への参加と育児不安」『家庭問題研究所紀要』9, 1-13.
- [22] 松田茂樹, 2001, 「育児ネットワークの構造と母親の Well-Being」『社会学評論』52 (1) 33-49.
- [23] 松田茂樹, 2008, 『何が育児を支えるのか—中庸なネットワークの強さ』勁草書房.
- [24] Mayeroff, M. , 1971, *On Caring*, New York: Harper & Row Publishers (=1993, 田村真・向野宣之訳, 『ケアの本質—一生生きることの意味』, ゆみる出版.)
- [25] 三浦まり, 2015, 「新自由主義的母性—「女性活躍」政策の矛盾」お茶の水ジェンダーセンターレポート『ジェンダー研究』(18) 53-68.
- [26] 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて—近現代の生/性の政治とフェミニズム—』新曜社.
- [27] 牟田和恵, 2009, 「ジェンダー家族のポリティクス—家族と性愛の『男女平等』主義を問う」牟田和恵編, 『家族を超える社会学』新曜社.
- [28] 牟田和恵, 2010, 「ジェンダー家族と生・性・生殖の自由」岡野八代編『自由への問い7 家族 新しい「親密圈」を求めて』岩波書店.
- [29] 内閣府男女共同参画局, 2008, 『『仕事と生活の調和』推進サイトワークライフバランスの実現に向けて—』内閣府 http://www.ao.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html (2018年7月20日閲覧).
- [30] 中野晃一, 2013, 『戦後日本の国家保守主義内務・自治官僚の軌跡』岩波書店.
- [31] 中島かおり, 2017, 『漂流女子—にんしん SOS 東京の相談現場から—』朝日新書.
- [32] 落合恵美子, 1989, 「育児援助と育児ネットワーク」兵庫県家庭問題研究所『家族研究』1, 109-33.
- [33] 落合恵美子, 2004, 『21世紀家族へ—家族の戦後体制の見かた・超えた第3版』有斐閣.
- [34] 大橋由美子, 1986, 「産む産まないは女が決める」女性学研究会編『講座女性学3 女は世界をかえる』48-73.
- [35] 岡野八代, 2009, 「家族からの出発」牟田和恵編, 『家族を超える社会学』新曜社.
- [36] 岡野八代, 2014, 「フェミニズムとケア」川崎修編『岩波講座 政治哲学6 政治哲学と現代』岩波書店, 127-152.

- [37] 岡野八代, 2015, 「個人を育む家庭・家族の社会的意義—ケアの倫理からみた『自立』批判から—」『日本家庭科教育学会誌』58 (3), 133-143.
- [38] Okin, Susan, 1989, *Justice, Gender and the Family*. New York Basic books. (= 2013, 山根純佳・内藤準・久保田浩之訳『正義・ジェンダー・家族』岩波書店).
- [39] 大日向雅美, 1988, 「母性をめぐる現状とその問題点」『母性の研究』川島書店.
- [40] 小沢牧子, 1989, 「乳幼児政策と母子関係心理学一つくられる母性意識の点検を軸に—」『臨床心理学研究』26 (3), 22-36.
- [41] 佐々木保行・佐々木宏子・中村悦子, 1979, 「乳幼児をもつ専業主婦の育児疲労（第一報）—生活心理学アプローチー」『宇都宮大学教育学部紀要』29 (1), 21-43.
- [42] 沢山美果子, 1979, 「近代日本における『母性』の強調とその意味」人間文化研究会編『性と文化』白馬出版.
- [43] 品川哲彦, 2007, 『正義と境を接するもの——責任という原理とケアの倫理』ナカニシヤ出版.
- [44] 田間泰子, 2001, 『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス—』勁草書房.
- [45] 戸江哲理, 2018, 『和みを紡ぐ—子育てひろばの会話分析—』勁草書房.
- [46] Tronto, J.C.(2013), *Caring Democracy-Markets, Equality, and Justice*, New York University Press.
- [47] 上野千鶴子, 2006, 「戦後女性運動の地政学—『平和』と『女性』にあいだ」西川祐子編『戦後という地政学』東京大学出版会,
- [48] 上野千鶴子, 2007, 「ネオリベラリズムとジェンダー」お茶の水女子大学ジェンダー研究所『ジェンダー研究』20, 21-33.
- [49] 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
- [50] 安井絢子, 2010, 「ケアとは何か—メイヤロフ、ギリガン、ノディングスにとっての「ケア」」『哲学論叢』37, 119-130.
- [51] Young, Iris, Marion, 2011 *Responsibility for Justice*, Oxford : Oxford University Press. (= 2014, 岡野八代・池田直子訳『正義への責任』岩波書店).

注

- 1) 厚生労働省平成26年度の報告によると母子世帯の80.6%が就業しているが（うち正規職が39.4%、非正規が47.4%）、平均所得は約250万（平成24年国民生活基礎調査）であり、全世帯の46%でしかない。ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と高く、多くを母子世帯が占めている。大石によると、日本のひとり親世帯の就業率は他国と比較しても突出して高くワーキングプアに陥りやすい（大石2018）。長期雇用を前提とした日本の雇用と労働市場のジェンダーギャップにより、母子世帯の母親の非正規率は高い。
- 2) 小沢牧子（1989）が、「三歳児神話」や母性意識の指導が、1960年代の池田内閣のもとでの「人づくり政策」のなかで政治的操作のうえで形成されてきた過程を明らかにしている。
- 3) ケアの倫理の議論の展開は、一般的にメイヤロフ、ギリガン、ノディングスの3者をあげて紹介される。メイヤロフの『ケアリングについて』(Mayeroff 1971=1993) はケアの哲学的・人間学的分析による先駆的な研究として言及される（品川2007; 安井2010）。一方、上野（2011）はメイヤロフの「ケアリング」はメイヤロフ自身の父親としての経験からでない、母親の身体的なケアや、病人、障害者、高齢者のケアを無視したものであると厳しく批判する（上野2011: 48）。
- 4) 岡野八代は、プラトン『国家』におけるソクラテスをはじめとした、リベラリズムの伝統的な政治思想について、国家・社会の形成の端緒として想定されている「最小国家」には、第一に、生産労働に従事する男性しか登場せず子どもや老人、障害者や彼女らをケアする女性が想定されていないことを指摘する。そして、第二に、「社会のつながりが、

基本的にはモノを媒介としたつながりとして捉えられ、一人ひとりが果たすべき役割は異なるものの、なお各人が特定の仕事を遂行することが社会における協働だと考えられていることである（個人主義と互恵的な平等主義）（岡野 2015: 135）、これはつまり、生産労働から疎外された者や「非生産的である」というレッテルを貼られた人たち、そして「非生産的」であるとみなされるケアによるつながりを捨象して成り立っているということである。

- 5) この点で、ブルジェール（2014）が整理しているように、例えば、母子関係を「自然なケア」とみなして議論を開するノディングスとは、ギリガンはアプローチが異なるといえる。
- 6) このような、ケアの実践から得られる葛藤こそ、人が自分と異なる他者と共存する根源となる思考や考えであるとして、民主主義の可能性を見出す議論もなされている（Tronto 2013）。
- 7) ケアの倫理に影響を受けたフェミニズム理論が1990年代アメリカで発展した背景には、福祉改革による社会保障の公的支出の削減と家族主義の強まりのなかで、特に有色人種のシングルマザーの貧困と差別が強化されたことへの問題意識がある。

The Possibility of Strategic Maternalism: A Study Connecting Care Ethics with Motherhood

Rie MOTOHASHI

Abstract:

This study describes a new perspective for analyzing motherhood norms in contemporary Japanese society through connecting care ethics and motherhood studies. Motherhood studies have revealed the “myth of motherhood” from the standpoint of social constructivism. In the 1990s and later, to correspond with the declining birthrate in society, motherhood studies replaced the category of motherhood with the more sexless category of parenthood because they had defined motherhood as a category opposed to individuality.

On the other hand, feminist theories that relied on care ethics had not defined motherhood as a category, which opposed individuality. They had ascribed the practice of care to the individual condition of human beings. Therefore, caring was not self-sacrifice but rather a principal for living one’s life with others who share our vulnerability without using violence. Feminist theories relying on care ethics insist that we have to recognize that caring carries the possibility of political transformation through a criticism of the public/private split. This paper examines how these arguments about care define the relationship between a mother and her child as representative of caring, and a strategy for the realization of gender equality.

These perspectives on motherhood can be distinguished from essentialism, and I define these as strategic maternalism. Strategic maternalism is an analytical perspective that it is effective for discussing today’s Japanese women’s childcare situation, and women’s counter speech in mother’s social movements.

Key Words : motherhood, maternalism, feminism, care ethics, neo-liberalism